食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト

2025年4月藤沢市保健所地域保健課作成

このチェックリストは令和7年4月に消費者庁が作成した〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(第5版) に基づいて作成したものです。

ガイドラインは消費者庁ホームページよりダウンロードすることができ、より詳しく記載がありますので、併せてご確認お願いします。

【Step1】関係法令の確認

確認項目
関係法令確認をしましたか

【Step2】表示する食品の規定の確認

【Step3】表示の方法の確認

確認項目	※ガイドライン参照 ページ	確認項目	※ガイドライン参照 ページ
表示する食品の規定を確認しましたか	P2-9	タイトルが「栄養成分表示」となっていますか	P22
義務表示である加工食品でも例外として、栄養成分表示を省略できる場合又は表示を要さない場合について確認しましたか	P4-6	右記の表示例に従って、分かりやすく表示されていますか 栄養成分表示 (食品単位当たり) 熱量 Okcal たんぱく質 Og 脂質 Og 炭水化物 Og 食塩相当量 〇.0g	P22-29
表示義務の対象外食品に栄養表示をしようとする場合の表示について確認しましたか	P6	表示する項目及び順番・単位は適切ですか	P22, 25
栄養強調表示をしようとしていますか	P10-16	最小表示単位は適切ですか	P26
栄養機能食品として販売しますか	P17-21	容器包装を開かないでも容易に見ることができる箇所に、8ポイント以上、邦文で、背景と対照的な色で表示されていますか	P30

【Step4】表示する値の設定(計算)方法

確認項目	※ガイドライン参照 ページ
□ 栄養成分の値の求め方は適切ですか	P32-44

【その他】

パッケージ以外の広告での表示について

食品表示基準は、店頭で表示されるポップ、ポスター等パッケージ以外の広告には栄養成分表示の対象ではありません。しかしながら、消費者に適切な情報を提供するという食品表示基準が導入された趣旨に沿った 広告をされるのが望ましいといえます。容器包装の表示と矛盾している場合や、食品表示基準の規則を逸脱 するような強調表示、優良であると誤認を招く表示、医薬品的効果を暗示する表示、消費者に誤解を与える 表示はほかの法律を含め、違反になる可能性がありますので、注意が必要です。





栄養成分表示をすることで、食品の栄養成分の量が わかり、消費者が自身の健康を考えながら、上手に 食品を選ぶことができるようになります。

